美波町介護保険からのお知らせ

令和３年８月から

○負担限度額認定（食費・居住費への補足給付）の制度が変わります

①第３段階（住民税非課税世帯で、前年中の「合計所得金額＋年金収入額 (非課税年金含む)」が 80 万円超）が、「80 万円超 120 万円以下」と「120 万円超」の２つの段階に区分されます。

②預貯金等の資産要件は、これまで一律に「単身は 1,000 万円以下、夫婦は 2,000 万円以下」でしたが、第２段階と新しい第３段階①②について基準が見直されました。

※第２号被保険者 (介護認定を受けている６５歳未満) の方は、これまでどおりです

③ショートステイ利用時および第３段階②の食費の自己負担上限額が変更されました。

◆◆ 令和３年７月３１日まで ◆◆

利用者負担段階	対象となる収入状況		預貯金等の資産要件	居住費 (滞在費)　※１日あたり					食費 ※1日あたり 基準費用額 1,392 円
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 特養等	従来型個室 老健療養等	多床室	
1 段階	生活保護受給者の方		単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	820 円	490 円	320 円	490 円	0 円	300 円
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方							
2 段階		前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下		820 円	490 円	420 円	490 円	370 円	390 円
3 段階		前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超		1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	650 円

（※１）「世帯」には世帯分離している配偶者も含みます ／（※２）「年金収入額」には遺族年金などの非課税年金も含みます

◆◆ 令和３年８月１日から ◆◆

利用者負担段階	対象となる収入状況		預貯金等の資産要件	居住費 (滞在費)　※１日あたり					食費 ※1日あたり 【】はショートステイ 基準費用額 1,445 円
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 特養等	従来型個室 老健療養等	多床室	
1 段階	生活保護受給者の方		単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	820 円	490 円	320 円	490 円	0 円	300 円 【300 円】
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方							
2 段階		前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	820 円	490 円	420 円	490 円	370 円	390 円 【600 円】
3 段階①		前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	650 円 【1,000 円】
3 段階②		前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,310 円	1,310 円	820 円	1,310 円	370 円	1,360 円 【1,300 円】

（※１）「世帯」には世帯分離している配偶者も含みます ／（※２）「年金収入額」には遺族年金などの非課税年金も含みます